

令和 8 年度朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町長は、町内における木材需要の促進と地域経済の活性化を図るため、持家住宅を建築するものに対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和 58 年規則第 8 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅：町内に存する住宅で、自ら所有し、自ら居住する住宅
- (2) 持家住宅：住宅及びその住宅に附属する小屋等を含めた建築物
- (3) 小屋等：物置、車庫、作業小屋等の建築物
- (4) 西山杉材：寒河江西村山管内より産出された西山杉材
- (5) 町内建設業者：朝日町商工会、朝日町建設総合組合に加入している法人又は個人業者。朝日町商工会へ加入申込書を提出し受理された法人又は個人を含む。

(交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 持家住宅の新築・増改築を行う者
- (2) 補助金申請時において、当該持家に住所を有する者。ただし、当該持家に住所を有しない場合は、完了報告から 1 年以内に居住する者
- (3) 町内建設業者と工事請負契約をする者
- (4) 補助金申請年度の 3 月 31 日までに完了実績報告書を提出できる者
- (5) 町税等に滞納がない者

(交付対象工事)

第 4 条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号に掲げるいずれにも該当する工事とする。

- (1) 使用する木材製品のうち、西山杉材を全部又は一部使用するもの
- (2) 使用する西山杉材の額が 30 万円以上であるもの
- (3) 町内の製材業者から納入された西山杉材を使用するもの

(補助金額)

第 5 条 持家住宅 1 戸あたりの補助金額は次の各号に掲げるとおりとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において 1 世帯につき 1 回に限って交付する。

- (1) 補助金の対象となる額は、持家住宅の新築、増改築に係る費用のうち西山杉材の額とする（以下「交付対象額」という。）
- (2) 交付対象額の 50%とし、60 万円を上限額とする
- (3) 補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切捨てるものとする

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 交付対象となる西山杉材の見積書（写）
- (3) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (4) 着工前写真
- (5) 町税の完納証明書
- (6) 産地証明書（別記様式 1 号）
- (7) 誓約書（別紙様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第 7 条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金交付決定通知書（様式第 3 号）を通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第 8 条 申請者は、真にやむを得ない事情で申請内容を変更又は取り下げる場合は、朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金交付変更（取り下げ）承認申請書（様式第 4 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 変更内訳がわかる西山杉材の見積書（写）
- (3) 変更内容が確認できる図面
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号イに規定する軽微な変更とは、補助金額の増減がない工事等の変更とする。

（変更等の承認）

第 9 条 町長は、前条に規定する承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更内容又は取り下げを適正と認めた場合は、朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金交付変更（取り下げ）承認通知書（様式第 5 号）を、変更内容を不適正と認めた場合は、交付変更不承認通知書（様式第 5-1 号）を

通知するものとする。

(完了報告書)

第10条 申請者は、工事が完了した場合は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金事業完了報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 写真(工事施工中(木材製品使用箇所)及び工事完了後)
- (3) 西山杉材の納入伝票(写)
- (4) 申請時において当該住宅に住所を有していない場合は、当該住宅に転入後の住民票又は次年度(ただし、完了報告日から1年以内)に居住予定の場合は確約書(様式第7号)
- (5) 納品証明書(別記様式第2号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条に規定する事業完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受けた場合は、速やかに朝日町西山杉材利用住宅等建築奨励補助金請求書(様式9号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 町長は次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 確約書に違反したとき
- (4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けている場合は、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。